

議案第17号

沼田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

沼田市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山公一



沼田市営住宅管理条例の一部を改正する条例

沼田市営住宅管理条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の各号に掲げる条件」の次に「（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第3号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）」を加える。

第6条第3項を削る。

第10条第3項中「特別の事情があると認める者に対しては、」を「規則で定めるところにより」に改める。

第11条第1項中「で市長が適當と認めるもの」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

第11条中第3項を第4項とし、同条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

第11条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 連帯保証人が保証する債務の極度額は、入居時の家賃の6箇月分に相当する額とする。

第19条中第4項を第5項とし、同条第3項中「返還」を「還付」に改め、ただし書きを次のように改める。

ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

第19条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第23条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第40条第1項第4号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「年5パーセントの

割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。